

2. 令和8年度事業計画について

令和8年度 事業計画書

(一般社団法人日本公園施設業協会を取り巻く状況)

近年、世界情勢の不安定化や担い手の不足、働き方改革の影響により、資材・燃料価格、労務費が上昇するなど、公園施設業界を取り巻く事業環境は大きく変化してきており、これらの課題に対しては、今後も継続的な対応が求められる。

一方で、令和8年度の政府予算では、国土交通省関連事業費は前年度を上回り、公園緑地分野では都市公園の遊び場整備や老朽化施設の改修が重点的に推進されることとなっている。これにより、都市公園における遊具等公園施設の新設・更新が進むことが期待される。

また、遊具等の点検業務については、平成30年4月の都市公園遊具の定期点検義務化等により、地方公共団体からの業務量は安定的に推移してきており、幼稚園・保育所、小学校、団地、民間施設などでも点検の必要性が広く認識されつつある。

こうした社会的要請に応えるため、当協会の認定技術者（公園施設製品安全管理士・整備技士、公園施設点検管理士・点検技士）の活躍が一層期待される所であり、これらの担い手の確保・育成や技術力向上は、今後も継続して取り組むべき重要課題である。

さらに、世界的には「遊びの価値」を重視する潮流が強まっており、国際標準化機構(ISO)での議論や海外動向を踏まえ、国内でもベネフィット・リスクアセスメントの考え方に基づく遊び方や遊具への関心が高まってきている。また、共生社会の実現に向け、多くの地方公共団体でインクルーシブな遊び場の整備についても取り組みが始まっている。

安全で魅力ある遊び場の整備に向け、公園施設に関する国際的な潮流や新たな政策動向を踏まえつつ、調査、研究、技術開発に関する事業を進めるとともに、国際標準化機構や当協会が友好協定を締結している香港、シンガポール、台湾、韓国の各団体などとの議論、情報交換を継続していく必要がある。

(基本方針)

協会を取り巻く様々な状況を踏まえ、安全で快適かつ魅力ある公園施設を広く国民の利便に供するため、協会が培ってきたSP・SPLマークや年齢表示シールの信頼性の維持・向上を図るとともに、認定資格技術者の技術力を活かしながら、各事業を実施するものとする。

各事業、活動においては、安全かつ効果的な方式による実施を目指すとともに、公開された2024規準の普及、適用に努めるものとする。

また、令和9年(2027年)の国際園芸博覧会開催に向けて、国際園芸博覧会特別委員会を中心に、業界団体としてのノウハウの提供や協賛協力等について準備を進めていく。

(1) 方針

(ア) J P F Aの信頼性の維持と向上

- (イ) 社会貢献の充実
- (ウ) 公園施設業界の業務の拡大と質の向上
- (エ) 国際交流と情報収集
- (オ) J P F Aの安定運営

(2) 事業

(ア) 総合的広報戦略に基づく広報の推進

- ・ J P F A及び会員が提供できる「価値」について、総合的広報戦略に基づき、協会公式サイト、J P F Aニュース（年2回）、ジェピ太公式インスタグラム等により積極的に広報する。
- ・ J P F A及びS P ・ S P Lマーク等の認知度を向上させるために、点検ユニフォームの適切な着用とS P ・ S P Lマーク等の表示を引き続き推進する。
- ・ 情報発信強化に向け、協会 HP の内容修正・拡充の効果検証や、ゆるバース 2026 への参加、点検技術者認定試験や全国日常点検講習会をはじめとする協会活動の PR、周知に取り組む。
- ・ 各支部において国営公園等とタイアップした広報活動を継続する。

(イ) 公益事業の推進

- ・ 地方自治体等の日常点検担当者の技術向上を支援するために、一般社団法人日本公園緑地協会と共催で、遊具の日常点検講習会（全国版）を全国主要都市で、また地方自治体等からの依頼をうけて、同（地方版）を開催する。また、日常点検講習会の適正な運営のためのカリキュラムの見直しと講師の育成を行う。
- ・ 遊具の安全な利用方法を啓発するために、「^{なかよくあそ}仲良く遊ぼう^{あんぜん}安全に」を継続発刊する。

(ウ) 調査、研究、技術開発の推進

公園施設に関する以下の基礎研究を大学との共同研究等により推進する。

- ・ 公園・園庭遊具の利用が子どもの発達に及ぼす影響に関する研究
- ・ 幼児が公園遊具から転落した時の衝撃緩和に関する研究
- ・ ベネフィット・リスクアセスメントに関する研究
- ・ インクルーシブな遊び場に関する研究
- ・ 規準に関する調査、研究

(エ) 専門技術者・点検技術者の育成と質の向上

- ・ 業界として人材確保が喫緊の課題となりつつあり、安全確保に必要な十分な資格者の確保に向けた人材の育成研修や資格認定制度の充実等について検討を行う。
- ・ 専門技術者を育成・認定するために、オンライン研修と集合対面研修のブレンド型研修により、公園施設製品安全管理士・整備技士認定講習・試験を実施する。

- ・点検技術者を育成・認定するために、オンライン研修と集合対面研修のブレンド型研修による公園施設点検管理士・点検技士認定講習・試験を実施し、公園施設の安全確保に寄与する。
- ・専門技術者と点検技術者の知識のアップデートと、技術力の維持・向上を図るために、オンライン研修により更新講習を実施する。
- ・各支部において、主任安全管理士会等を開催し、知識のアップデートと、技術力の維持・向上を図るとともに、公園施設全般に関する疑問や意見を抽出し、基準の改定や施設の改善に寄与する。

(オ) 企業認定制度の維持発展

- ・「公園施設製品の品質と安全性確保に関するマネジメントシステム—要求事項」(JPFA-QSMS-S:2024) を SP/SPL 認定企業に周知し、適合したマネジメントシステムの運用定着化を促進する。
- ・監査活動においては、従来の安全性確保に加え、品質に関する要求事項を明確にし、満たすべき顧客のニーズと期待を必要条件とする視点で監査活動を実施するとともに、認定企業との直接的なコミュニケーションを活かし、協会活動に対するニーズ要望を吸い上げ、協会活動の向上に役立てる。
- ・SP/SPL 認定制度の両輪の一つである技術者資格認定制度の見直し案を検討する。
- ・監査員の増員と若返り及び現地監査における本部立会等により、継続的な監査活動と監査機能の強化を図り、企業認定制度の高度化を推進する。

(カ) 定期点検業務の適正化と質の向上

- ・定期点検業務の管理と報告書（成果品）の質の向上を目的として点検ソフトの汎用性を高めながら、点検データの管理と運用方法を研究する。
- ・「劣化判定事例集（案）」及び「ハザードレベル3事例集」の内容の充実を図る。
- ・「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」に則った点検表による点検を実施する。また、点検項目や内容について見直しを図る。

(キ) 企業倫理意識の向上と知的財産権の保護

- ・知的財産保護の意識向上を図る。
- ・令和3年（2021年）11月に設立した知的生産者選定支援機構の一員として、知的生産者の公共調達の仕組みを価格による評価から質的な評価の原則へと変換し、公共調達に関する適切な発注方法の普及及び発注支援の実現に向けた活動を検討する。
- ・会員のコンプライアンス意識の向上や健全な受発注環境の実現を図ることを目的とした関係機関との情報交換や夏季セミナーの開催等の実施を検討する。
- ・遊具のプロポーザルに関する指針・実施要領（案）の見直し検討を行う。

(ク) 国際交流と情報収集

- ・ ISO TC83 の作業部会（WG）に引き続き参加し、遊具や遊びに関する規準類の国際動向に関する情報収集、提供等を行う。
- ・ 友好協定を締結した香港、シンガポール、台湾、韓国および欧米各国の団体と交流を行い、情報交換を行う。
- ・ 「遊具の安全に関する規準 2024」の英語版の作成を検討する。

(ケ) 公園施設団体賠償責任保険制度の運用

- ・ 公園施設にかかる事故時の安心を担保するために、公園施設団体賠償責任保険制度を引き続き運用する。

(コ) J P F Aの安定運営

- ・ J P F Aの財政運営の健全性を維持向上させるために、受託事業の受託を推進する。
- ・ 事業予算執行の適正管理を推進する。
- ・ 意見交換会の実施、要望・提案の提出等を通じて、国等との連携を強化する。
- ・ J P F A青年部の事業活動を支援する。
- ・ 多年にわたり協会本部、支部の活動に功労のあった企業と個人を顕彰するために、会長表彰を実施する。
- ・ 会員企業の経営基盤の安定を支援する。
- ・ 会員の拡大を推進する。
- ・ 後継者不在等の問題を抱える会員が持続可能な経営を可能とするため、会員同士の事業継承M&A支援のあり方を検討する。

(サ) 令和9年（2027年）国際園芸博覧会への協力

- ・ 協会の社団法人化前後にまたがる時期に開催された平成2年（1990年）の大阪花の万博における協会を挙げての協力の経験も踏まえ、今回の国際園芸博覧会に向けての協力体制を準備する。
- ・ 担当する国際園芸博覧会特別委員会を中心に、参加に向けた事業内容等の検討、準備を行う。